

平成30年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第13報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じたのでお知らせします。  
 ・平成31年3月29日 保医発0329第6号 検査点数の取扱いについて

頁	欄		訂正後	訂正前	備考
438	右	上から7行目	<p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>                      (1)～(15) 略</p> <p><u>(16) クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB 遺伝子検出</u></p> <p><u>ア クロストリジオイデス・ディフィシルのトキシンB 遺伝子検出は、以下の(イ)～(ハ)をいずれも満たす入院患者に対して実施した場合に限り、区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「12」ブドウ球菌メチシリン耐性遺伝子検出の所定点数に準じて算定する。</u></p> <p><u>(イ) Clostridium difficile(CD)感染症を疑う場合であつて、クロストリジウム・ディフィシル抗原定性検査において、CD抗原陽性かつCDトキシン陰性であること。</u></p> <p><u>(ロ) 2歳以上でBristol Stool Scale 5以上の下痢症状があること。</u></p> <p><u>(ハ) 24時間以内に3回以上、又は平常時より多い便回数があること。</u></p> <p><u>イ 本検査は、関連学会の定める指針に基づき実施した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>ウ 本検査を行う場合にあっては、区分「D026」の「注3」に規定する検体検査管理加算(Ⅱ)、(Ⅲ)又は(Ⅳ)のいずれか及び区分「A234-2」の「1」感染防止対策加算1の施設基準を届け出ている保険医療機関で実施した場合に限り算定できる。</u></p> <p><u>エ 本検査を行う場合、下痢症状並びに本検査を行う前のCD抗原及びCDトキシンの検査結果について診療録に記載する。</u></p> <p><u>オ 本検査と区分「D023」微生物核酸同定・定量検査の「15」細菌核酸・薬剤耐性遺伝子同時検出を併せて測定した場合には、それぞれ算定できる。</u></p> <p>(17)～(25) 略</p>	<p><b>D023 微生物核酸同定・定量検査</b>                      (1)～(15) 略</p> <p>(新設)</p> <p>(16)～(24) 略</p>	字句挿入